

指定納付受託者による収納事務委託仕様書

1. 目的

この仕様書は、本市においてキャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジの導入を行うにあたって、指定納付受託者の指定及び収納事務の実施にあたって必要な事項を明示することを目的とするもの。

2. 概要

- (1) キャッシュレス決済端末の導入及び設置、設定
- (2) キャッシュレス決済端末により決済された証明書等交付手数料等の収納事務
- (3) 市公金収納口座への入金事務
- (4) 集計通知等、関係する各種事務

3. 委託する収納事務の対象とする歳入および取扱状況について

委託する収納事務の対象となる歳入とその取扱状況は別表のとおりとする。

4. キャッシュレス決済端末機器の導入場所及び台数について

- (1) 導入場所
 - ・市内市民センター（11か所）及び石川分館 計12か所
- (2) 導入台数
 - ・POSレジの台数に合わせ、合計20台を導入する。別紙「キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジ 導入仕様書」別表に記載の内容を参考とすること。

5. キャッシュレス決済端末機器について

- (1) クレジットカード決済、電子マネー決済およびコード決済に対応できること（マルチ決済端末）。
- (2) 耐久性があり、原則卓上コンパクト型であること。
- (3) PCI DSSの現行基準に準拠している、クレジットカード情報非保持型の機種であること。
- (4) 提示されたクレジットカード等の信用照会について、即時与信が可能であることやカード決済承認番号が即時取得可能であること。
- (5) 必要に応じて認証情報やカード番号等、決済に関連する通信は暗号化することなど、当該業務に相応しい情報セキュリティ技術を有してい

ること。

6. 収納事務で取り扱うキャッシュレス決済の種類

収納事務で取り扱うキャッシュレス決済はクレジットカードや電子マネー、コード決済等幅広く対応できるものとし、具体の種類は提案によるものとする。

(1) クレジットカード決済

国際ブランド3種類以上であること。

(2) 電子マネー決済

4種類以上であること。

(交通系ICカード全国相互利用サービスに係る電子マネーを必須)

(3) コード決済

5種類以上であること。

7. 収納事務について

(1) 指定納付受託者として指定を受ける事業者は、収納事務を適切かつ確実に遂行することができる財政基盤を十分に整えており、経営状況が良好であること。

(2) 受託者は地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）による改正後の地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者として、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行うこと。

(3) キャッシュレス決済に係る決済手数料（以下「決済手数料」という。）の料率は提案によるものとする。

(4) 決済手数料の額は、キャッシュレス決済した収納金の額に契約で定める手数料率を乗じた金額とする。

(5) 決済手数料の料率について、消費税の課税・非課税についても記載し、提案すること。

(6) キャッシュレス決済した収納金については、原則毎月末日を締め日として集計し翌月の末日までに市が指定する口座に振り込むこと。また、各月の振込日の遅くとも5営業日前までにキャッシュレス決済した収納金の内訳明細を交付すること。詳細な振込回数、振込日及び振込方法については本市と指定納付受託者で協議の上決定する。

(7) 決済手数料等については立替払金から決済手数料を控除する方法（繰替払）を基本とし、その他の方法についても提案できるものとする。

(8) 各決済種別における最低決済件数は設けないものとする。

- (9) 紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止対策及び補償制度を有すること。
- (10) キャッシュレス決済が可能であることの掲出物等（ロゴマーク等）について、必要に応じて無償で提供すること。
- (11) 本市の口座に歳入を納付する際の振込手数料の扱いについて提案すること。
- (12) 立替金は、納入義務者が選択するキャッシュレス決済手段及び決済ブランドの種類を問わず、一括して納付すること。
- (13) 利用件数及び利用金額等の入金明細について、月まとめだけでなく決済1件毎の詳細などもわかりやすく明記されていること。
- (14) 取り扱い実績データや入金明細は Excel または CSV ファイル等でダウンロードが可能なこと。なお、ダウンロード可能な取り扱い実績や入金明細のデータの更新頻度や内容等についても提案すること。
- (15) 提案するPOSレジとの機能連動により、従前に記載する機能等が賄われる場合は、必ずしもキャッシュレス認証端末固有の機能として提案する必要はない。
- (16) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び「データの保護及び秘密の保持などに関する仕様書」を遵守すること。また個人情報保護に取り組んでいること。取り組み内容等を提案すること。

8. 導入サポート及び保守等について

- (1) キャッシュレス決済端末の導入場所に決済端末の基本操作、設定変更方法などの操作手順を記載したマニュアルを提供すること。
- (2) キャッシュレス決済端末の導入時において、設置及び設定内容や検証等についての詳細は本市担当者と十分に協議をしたうえで設置及び設定等を行うこと。
- (3) 窓口の開設時間中の障害発生時は、サポート体制を整備すること。特に端末機の障害については、直ちに対応できるサポート体制を整備すること。詳細なサポート体制や障害対応等保守内容については提案をすること。なお、窓口開設時間については原則年末年始を除く午前8時30分から午後5時までとする。

9. 実施計画、検収および納品物

- (1) 実施計画について
 - 契約締結後一週間以内に、実施体制、スケジュール、課題管理、品質

管理、コミュニケーションルール等を記した実施計画を提出し、本市の承認を得ること。

(2) 検収等について

設置及び設定されたキャッシュレス決済端末について検証および検収を行う。事前にテスト内容・合格基準を記したテスト計画書を提出し、本市の承認を得ること。検収に先立って、指定納付受託者にてテスト計画書に基づきテストを行い、検収の際は合格基準を満たしたことを示すテスト結果報告書を提出すること。

「8. 導入サポート及び保守等について」のとおり設定等がされていない場合は再度設定を行うこと。

(3) 納品物について

納品物については次のとおりとする。内容及び詳細は協議のうえ決定する。

ア. 操作手順書等マニュアル

イ. キャッシュレス決済端末設定等完了届

ウ. 機器等（本市において所有権を有することとなる場合）

設置及び設定の完了に関する届出書で、書式は任意とする。

10. キャッシュレス決済端末機器に係る費用負担について

キャッシュレス決済端末の導入および運用に係る費用負担は以下のとおりとする。

(1) 本市が負担する費用

ア. 有線の場合、通信回線の敷設に関する費用

イ. 回線の敷設等に係る契約及び月額使用料に関する費用

ウ. 事業者が個別に定める規約等において、規定されている費用等（有料用度品の代金相当額等）

(2) 事業者が負担する費用

ア. キャッシュレス決済端末及び付属品の設置・現地調整に要する費用

イ. マニュアルの提供・操作研修に要する費用

ウ. その他事業開始に必要なキャッシュレス決済端末の設定等費用

エ. キャッシュレス決済端末等の基本的な保守に関する費用

11. その他の事項

本仕様に定めのない事項および疑義の生じた事項については、本市と指

定納付受託者で協議の上決定する。

以 上

別表

①市民センターで取り扱う証明発行等 件数及び金額(令和3年度)

区 分		1件当り 手数料(円)	有料件数	有料通数	無料件数	無料通数	金 額 (円)
戸籍	戸籍全部事項	450	14,304	18,459	61	64	8,306,550
	戸籍個人事項	450	2,868	3,192	2	2	1,436,400
	除籍全部事項	750	1,155	1,516	1	1	1,137,000
	除籍個人事項	750	51	60	0	0	45,000
	戸籍一部事項	450	6	6	62	62	2,700
	除籍一部事項	750	0	0	1	1	0
	戸籍謄本	450	3	3	0	0	1,350
	戸籍抄本	450	0	0	0	0	0
	除籍謄本	750	2,949	3,986	3	4	2,989,500
	除籍抄本	750	27	32	3	4	24,000
	戸籍記載事項	350	2	2	7	7	700
	除籍記載事項	450	0	0	0	0	0
	届書記載事項証明	350	31	32	9	9	11,200
	受理証明(350円)	350	408	518	1	1	181,300
	受理証明(1400円)	1,400	0	0	0	0	0
身分証明		300	1,393	1,571	0	0	471,300
附票	窓 口 交 付 分	300	965	1,061	1	1	318,300
住民票	窓口交付分(世帯全部)	300	43,342	53,136	747	862	15,940,800
	窓口交付分(世帯一部)	300	36,664	41,313	121	134	12,393,900
	記載事項証明	300	4,518	4,687	9	9	1,406,100
	広 域 交 付	300	105	112	0	0	33,600
印鑑証明	窓 口 交 付 分	300	44,126	70,519	203	235	21,155,700
不在住または不在籍(1)		300	60	67	0	0	20,100
不在住および不在籍(2)		600	35	35	8	8	21,000
その他		350	115	116	0	0	40,600

②市民センターで取り扱う火葬場使用料 件数及び金額(令和3年度)

区 分		1件当り 手数料(円)	有料件数	無料件数	金 額 (円)
火葬場許可(市内)	大人	10,000	1,731	2	17,310,000
	子供	5,000	4	0	20,000
	胎児	5,000	28	0	140,000
	四肢	2,500	7	0	17,500
	改葬	10,000	0	0	0
火葬場許可(市外)	大人	80,000	193	0	15,440,000
	子供	50,000	0	0	0
	胎児	50,000	2	0	100,000
	四肢	25,000	1	0	25,000
	改葬	80,000	1	0	80,000

別表

③税証明発行等件数及び金額(令和3年度・市民センター・石川分館取り扱い分)

【証明・閲覧】	市民センター 取扱通数	市民センター 手数料計(円)
納税証明	1,976	592,800
所得・課税証明	21,928	6,578,400
固定資産税関係証明	4,654	1,667,800
住宅用家屋証明	584	759,200
法人所在証明	133	39,900
無資産証明	99	29,700
昭和46年度地目証明	9	2,700
その他証明	0	0
閲覧	1,230	369,000
合計	30,613	10,039,500

※市民窓口センターでは取り扱っていない

【自動車臨時運行許可手数料】	市民センター 取扱件数	市民センター 手数料計(円)
自動車臨時運行許可手数料	1,856	1,392,000

※事務取扱場所: 明治市民センター、遠藤市民センター、長後市民センター、
湘南大庭市民センター

【原動機付自転車標識弁償金】	市民センター 取扱件数	市民センター 手数料計(円)
原動機付自転車標識弁償金	41	6,150

※事務取扱場所: 明治市民センター、遠藤市民センター、長後市民センター、
湘南大庭市民センター